

# 令和8年度特定計量器定期検査「事前調査票」

※令和8年7月24日回答締め切り※

岩手県が実施する令和8年度特定計量検査を北上市では  
令和8年10月5日(月)～令和8年10月9日(金)に行います。  
FAXまたは郵送にて御報告願います。

北上市商工部商業観光課 商業係 宛  
FAX:0197-64-2171  
住所:〒024-8501 北上市芳町1番1号 商業観光課 商業係 宛て

Q1.前回の定期検査(R6.10)以降に特定計量器(はかり)を新規設置・廃棄等をした場合は御報告ください。

前回検査(R6.10)以降に「取引」や「証明」に使用するはかりの

- ☐新規で取得  
☐廃棄  
☐以前から検査対象のはかりを使用していたが、今回初めて検査すること  
について報告します。

←該当するものに  
☑をしてください

◆検査対象となる特定計量器(はかり)◆  
「取引」や「証明」に使用するはかりです。  
計量法に基づき、2年に1度の定期検査が  
必要です。

◆取引・証明に使用する主な特定計量器(はかり)◆  
・商店で使用する取引用のはかり  
・病院、学校、幼稚園や保育所などで体重測定に使用するはかり  
・薬局等で薬の調剤に使用するはかり・・・・等  
その他、詳しくは裏面「はかりの定期検査のお知らせ」をご覧ください。

※報告するはかりが複数ある場合、区別できるように記載いただくか、本調査票をコピーして御使用ください。

|               |  |                                                 |
|---------------|--|-------------------------------------------------|
| 事業者名又は氏名      |  | 例) <small>キタカミ ショウテン</small> 北上商店               |
| 担当者名          |  | 例) <small>キタカミ タロウ</small> 北上 太郎                |
| 住所            |  | 例) 北上市芳町1-1                                     |
| 電話番号          |  | 例) 64-2111                                      |
| 業種            |  | 例) 飲食料品小売業                                      |
| はかりの種類        |  | 例) ばね式指示はかり<br>(裏面に記載している<br>はかりの種類を参考にしてください。) |
| はかることのできる最大重量 |  | 例) 4.00(kg)                                     |
| 器 物 番 号       |  | 例) 12345678                                     |
| 製 造 年 月       |  | 例) 20.10                                        |
| 検定証印の年月日      |  | 例) 24.10                                        |

Q2.代検査(計量士による事業所での個別検査)を予定している場合は御報告ください。  
定期検査(市内指定会場への持ち込み)を予定している場合は、報告不要です。  
定期検査を受検する事業者様へは、受検通知(日時・会場を記載)が10月上旬に県から送付されます。

☐代検査を予定しています。

代検査予定日程( 年 月 日)

←該当する場合は  
☑をしてください

|          |  |                                   |
|----------|--|-----------------------------------|
| 事業者名又は氏名 |  | 例) <small>キタカミ ショウテン</small> 北上商店 |
| 担当者名     |  | 例) <small>キタカミ タロウ</small> 北上 太郎  |
| 住所       |  | 例) 北上市芳町1-1                       |
| 電話番号     |  | 例) 64-2111                        |
| 業種       |  | 例) 飲食料品小売業                        |

- ◆代検査◆  
・定期検査に代わって計量器の設置場所まで計量士が出向く検査で、事業者の希望日時に検査できます。  
・代検査の料金は、定期検査手数料と異なります。代検査を実施する計量士にお問い合わせください。  
・岩手県で代検査を受け付けている事業所は別途添付しております。(岩手県HPより抜粋)

御不明な点は、北上市商工部商業観光課までお問い合わせください。

電話番号 : 0197-72-8240 (直通)